



ESG 検証と 報告ガイド



目次

概要	03
開示基準とデューデリジェンス規則の違い	04
LRQA の報告開示マップ	08
地域	09
今後の展開：カギとなる 2 つの注目領域	18
利害関係者への安心感	19

概要

持続可能で責任のあるビジネス慣行がますます重視されるなか、ESG（環境、社会、ガバナンス）の報告に取り組む企業は、利害関係者の信頼や市場競争力、進化する規制の中でのレジリエンスといった点で大きなメリットを得ることになります。

報告の開示要件を理解することは、今後新たに成立される法律の遵守にとって極めて重要です。効果的な開示基準はベストプラクティスを促進し、企業がより高い透明性と倫理的な事業運営を実証することを可能にし、それによって消費者や投資家からの高まる要求に応えることができます。

このガイドにより、企業は個々の地域における報告要件を理解する上で必要な洞察を得ることができます。ESGの開示規定が各法域の間で統一されていないため、グローバルに事業を展開する企業には特に課題となります。ESGの開示義務がある地域もあれば、自主的な枠組みや業界固有の基準に依拠している地域もあります。こうした不一致はコンプライアンスを複雑化させ、投資家によるESG要素が業績やリスク特性に及ぼす真の影響の評価を困難にします。

グローバルレポーティングイニシアティブ (Global Reporting Initiative : GRI) や米国サステナビリティ会計基準審議会 (Sustainability Accounting Standards Board : SASB)、気候関連財務情報開示タスクフォース (Task Force on Climate-related Financial Disclosures : TCFD) といった世界的に認められている枠組みの展開は進んでいるものの、国際基準の実現はいまだ道半ばです。このガイドは、様々な指針を概説することで、企業がESG報告の複雑性を理解し、効果的なコンプライアンスと報告を行うことを目的としています。

各セクションには次の内容が含まれます。

- 重要な開示内容
- それらが適用される国
- 要件の概要
- 各要件へのリンク

開示基準とデューデリジェンス規則の違い

規則に取り組む前に、開示基準とデューデリジェンス各法との違いや類似点を理解することが重要です。

これらの概念は明確に区別されていますが、企業の責任と規制順守という文脈では関連しています。報告を強化し、効果的なデューデリジェンスを確保する枠組みを開発するには、両方の要素を理解することが不可欠です。

このセクションの文脈上重要なポイント

- 報告の開示内容とデューデリジェンス各法との違い
- 開示基準の課題
- 開示基準のメリット
- 報告要件への準拠：すべきこと、すべきでないこと



開示基準とデューデリジェンス規則

報告の開示情報とデューデリジェンス各法との区別

報告の開示基準は、企業が自社の ESG に関する情報をどのように開示すべきかについて概説する枠組みないし指針を意味します。サプライチェーンのデューデリジェンス規則は、企業に対して自社のサプライチェーン内で徹底した評価を行い、潜在的悪影響に対処するべく予防処置をとるよう求める法的または政策的枠組みです。

企業は、サステナビリティ開示基準を ESG 報告の全体の指針として使用しながら、同時に、業界や事業展開する地域に関連する特定のサプライチェーンデューデリジェンス規制にも準拠することができます。

報告の開示基準は、企業がより幅広いサステナビリティの取り組みについて透明性をもって報告する上での指針となる一方、サプライチェーンのデューデリジェンス規則はサプライチェーン内のリスクを特定して対応することへの具体的取り組みを義務づけるもので、責任のある事業行動を促します。

開示の枠組みは企業がデューデリジェンス各法を遵守するための枠組みとして機能するため、重要性が増しています。規則遵守のため企業が確立しなければならないデューデリジェンスシステム内の中心となる構成要素は内部文書化と外部報告です。例えば、欧州連合 (EU) のコーポレート・サステナビリティ・デューデリジェンス指令 (CSDDD) 案の下では、各企業は自社のデューデリジェンスシステムについても情報開示を行うことが求められることになるでしょう。しかしながら、その組織が企業サステナビリティ報告指令 (Corporate Sustainability Reporting Directive : CSRD) の範疇にもある場合、追加の報告義務は適用されません。各企業は開示基準と規制上の要件の両方を考慮して、自社のサプライチェーンにおいて効率的にリスクを報告し、そのリスクを軽減させるための強固なプロセスを実施しなければなりません。

開示基準	デューデリジェンス規則
目的 開示基準は、サステナビリティや責任あるビジネス慣行について報告するための一貫して比較可能な一連の測定基準を確立することで、透明性と説明責任を促すよう設計されています。	目的 これらの規則は企業がそのサプライチェーンにおける人権侵害や環境破壊、非倫理的慣行を確実に特定して軽減することを目指しています。
ESG 情報を報告するプロセスを確立します。	企業が自らの報告する ESG 関連リスクを軽減していくプロセス、すなわちそれを「どのように行うか」を確立します。
通常は任意ですが、報告要件 (EU の CSRD など) を義務づけている国の数は増えています。	必須の法的要件であることが多く、通常その多くは中心的枠組みとして OECD (経済協力開発機構) のデューデリジェンスガイドラインを用いています。
企業がその ESG (環境、社会、ガバナンス) 戦略、ガバナンス、成績を利害関係者に報告するために従う一連の指針です。	企業がそのサプライチェーンについて、人権侵害や環境破壊、その他の悪影響が一切ないことを保証するために従わなければならない一連のルールや指針です。
範囲 報告の開示基準は、環境パフォーマンスや社会的責任、コーポレート・ガバナンスなど、サプライチェーンを超えて幅広いトピックを扱う場合があります。	範囲 サプライチェーンのデューデリジェンスは特に労働基本権や環境サステナビリティ、あるいは人権といった課題に焦点を当ててサプライチェーン内の慣行や影響に対処します。
例 一般的な報告基準として、グローバルレポーティングイニシアティブ (Global Reporting Initiative : GRI) や米国サステナビリティ会計基準審議会 (Sustainability Accounting Standards Board : SASB)、気候関連財務情報開示タスクフォース (Task Force on Climate-related Financial Disclosures : TCFD) があります。	例 注目すべき例としてはドイツのサプライチェーン・デューデリジェンス法 (LkSG) や EU のコーポレート・サステナビリティ・デューデリジェンス指令 (CSDDD) 案などがあります。

開示基準とデューデリジェンス規則の違い

開示基準の課題：

グローバルサプライチェーンの複雑性

現代のサプライチェーンは複数の国にわたり、数多くの中間業者が関与することが多いです。このプロセスのあらゆる段階について追跡し報告することは、特に中小企業にとっては課題となる場合があります。



大きなリソースを要する

確固とした開示プロセスを策定して維持するには相当の時間と資金、専門知識が必要で、大きなリソースを要する場合があります。これは小規模の企業にとっては特に問題となりかねません。



基準化の欠如



法域によって開示要件が異なる場合があります、また企業が選択できるさまざまな任意の報告枠組みもあります。世界中で報告要件の改正が異なるため、サステナビリティの取り組みを利害関係者に報告する企業にとって難しい状況が生まれます。

このような基準化の欠如により、企業がこういった情報を開示すべきなのか、また自社の戦略やパフォーマンスをどのように示すべきなのかが理解しにくくなる場合があります。また、異なる基準にはそれぞれの報告指標があるため、ESG 要素が企業の業績やリスク特性に及ぼす真の影響を見極めようとする投資家にとって、頭を抱える問題になります。

開示基準のメリット：

開示基準は企業にとって難しい課題ですが、ベストプラクティスを促進するものです。ESG 報告を積極的に取り入れ、正確に報告できている企業は、進化する規制環境の中で、ステークホルダーの信頼、市場競争力、レジリエンス（強靭性）という観点で長期的なメリットを享受できる可能性が考えられます。

効果的な開示基準により、企業はその業務についてより高い透明性を示すことができます。消費者や投資家は企業に対し、倫理的でサステナブルな事業を行っていることを証明するようますます圧力をかけています。グローバルレポーティングイニシアティブ（GRI）のような世界的に認められた開示基準やそれぞれの市場で義務づけられている基準を忠実に守ることで、企業はサステナブルな事業を維持できていると実証することができます。

開示基準はまた、企業がそのサプライチェーンにおけるリスクを特定して管理し、規制要件を遵守するのに役立ちます。法域によっては、企業に対して自社のサプライチェーンの事業運営の各側面を開示するよう法的に求めているところもあります。基準は企業がこうした要件を満たすのに役立ちます。企業や規制当局者、利害関係者が持続可能な開発の課題や機会に取り組み続ける中、開示基準はさらに進化することが予想されます。



開示基準とデューデリジェンス 規則の違い

報告要件への準拠：すべきこと、すべきでないこと

すべきこと

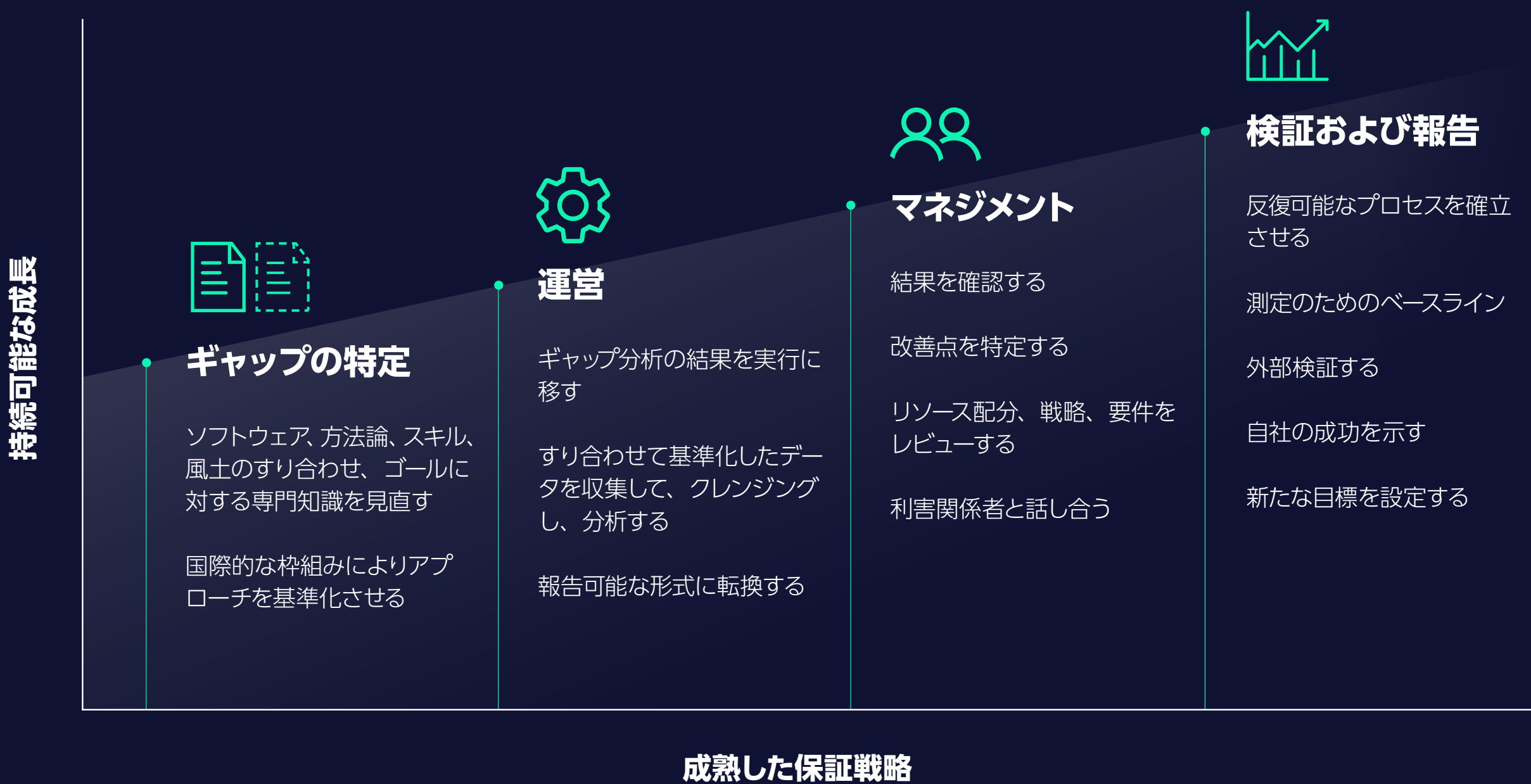
- ✔ 報告要件と目的を理解する
- ✔ 気候に関する報告と改善の慣習を構築する
- ✔ 企業内の説明責任を定める
- ✔ データの収集、是正処置、方法論をレビューし、基準化する
- ✔ 規則性やデータの質、報告の能力、頻度などの必要な管理項目を備える反復可能なプロセスを確立する
- ✔ 報告書を作成する
- ✔ 第三者の検証を実施する - 投資家の 7 割は検証を義務にすべきだと考えています⁵

すべきでないこと

- ✗ 不明確な境界を作る
- ✗ グリーンウォッシュをする
- ✗ 一貫性の無い、または不完全な報告をする
- ✗ 不十分な利害関係者の関与を行っている
- ✗ 画一的なアプローチを使う
- ✗ 報告の妥当性評価や検証を制限する
- ✗ スコープ 3 の排出量の優先度を下げる
- ✗ 社内の専門知識に限りがある

5. [PWC グローバル投資家意識調査、2021 年](#) →

グッドプラクティスを盛り込む方法



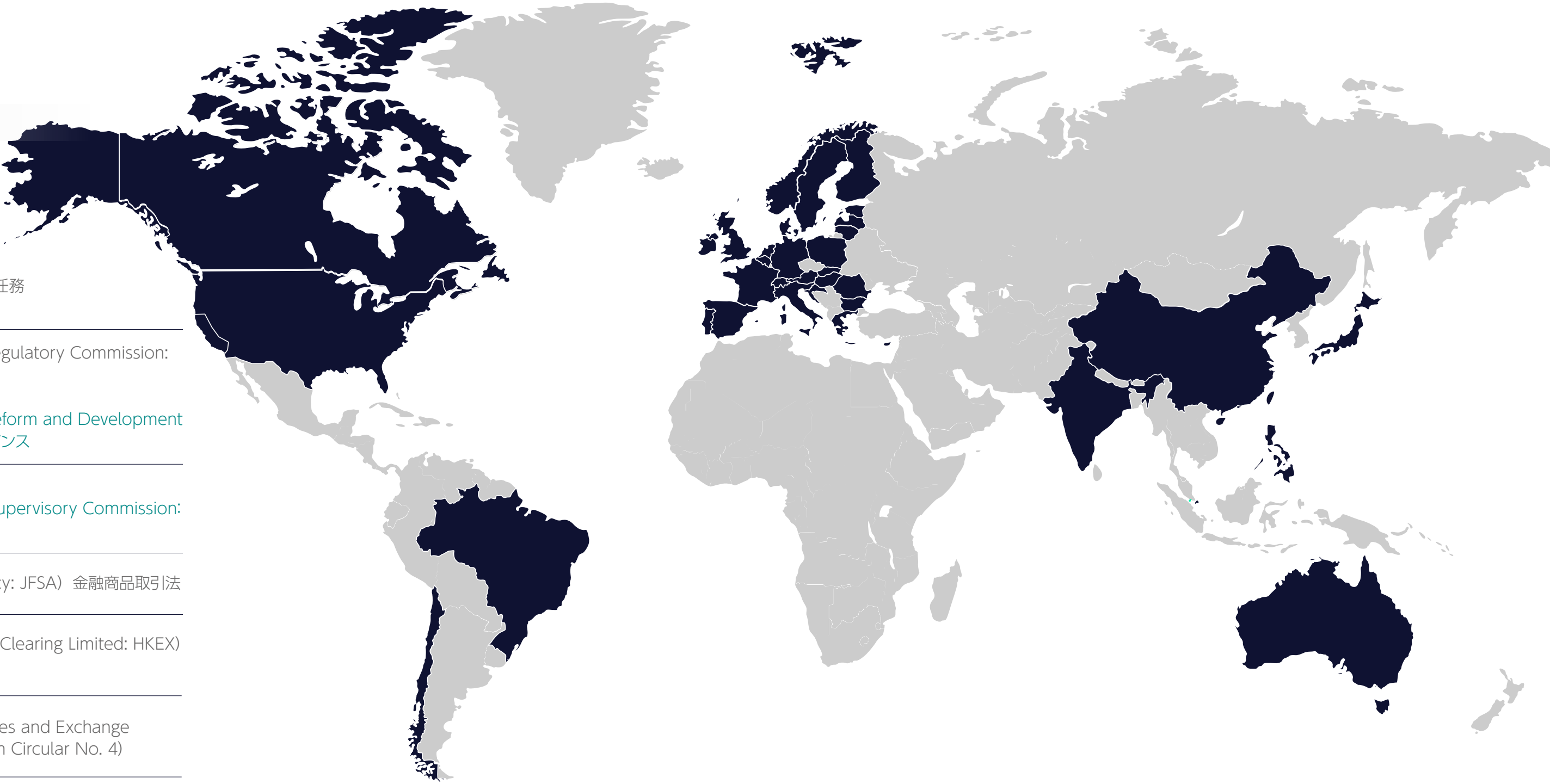
LRQA の情報開示マップ

以下のマップは法域間で異なる情報開示要件について、施行されているものと懸案中のもの両方を概説しています。
詳しくは下にある地域の旗をクリックしてください。

■ 適用される規則 ■ 策定中の規則

地域	開示要件
EU	- 非財務情報開示指令 - 企業サステナビリティ報告指令 (Corporate Sustainability Reporting Directive : CSRD) - サステナブルファイナンス開示規則 (Sustainable Finance Disclosure Regulation : SFDR)
カナダ	カナダ証券管理局 (Canadian Securities Administrators : CSA) の ESG および気候関連開示案
米国	米国証券取引委員会 (US Securities and Exchange Commission : SEC) の気候情報開示義務化案
カリフォルニア	- SB 253 - 企業気候データ説明責任法 - SB 261 - 温室効果ガス：気候関連財務リスク法
ブラジル	- ブラジル中央銀行 (Brazil Central Bank : BCB) 決議 4945/2021 社会、環境および気候に対する責任方針 (Social, Environmental and Climate Responsibility Policy: PRSAC) - ブラジル証券取引委員会 (Brazil Securities and Exchange Commission : CVM) 決議 193
チリ	チリ金融市場委員会 (Financial Market Commission : CMF) 一般基準 No.461
インド	インド証券取引委員会 (Securities and Exchange Board: SEBI) の企業責任およびサステナビリティ報告 (Business Responsibility and Sustainability Report: BRSR)
スイス	スイス債務法 (Code of Obligations : CO) 下での ESG 報告
フィンランド	フィンランド会計法

地域	開示要件
ノルウェー	ノルウェー会計法
英国	2006 年会社法 2013 年規則 - エネルギーと二酸化炭素に関する情報開示 - 気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) 任務 - 英国サステナビリティ情報開示基準
中国	- 中国証券監督管理委員会 (China Securities Regulatory Commission: CSRC) ESG ガイドライン - 中国各証券取引所の義務的報告ガイドライン - 中国企業改革発展研究会 (China Enterprise Reform and Development Society : CERDS) 一企業 ESG 情報開示ガイダンス
台湾	- 台湾証券取引所義務的 ESG 情報開示 - 台湾金融監督管理委員会 (Taiwan Financial Supervisory Commission: FSC) サステナビリティ情報開示基準
日本	日本金融庁 (Japan Financial Services Agency: JFSA) 金融商品取引法
香港	香港証券取引所 (Hong Kong Exchanges and Clearing Limited: HKEX) 義務的 ESG 報告ガイドライン
フィリピン	フィリピン証券取引委員会 (Philippine Securities and Exchange Commission: SEC) 通達 4 号 (Memorandum Circular No. 4)
シンガポール	シンガポール取引所 (Singapore Exchange: SGX) サステナビリティ報告



2006 年会社法 (戦略報告書および取締役報告書) 2013 年規則

適用対象：

英国で法人化された企業が対象です。大企業とは英国の全ての公開有限会社(plc) および従業員が 250 人を超える大手非公開会社で売上高が 3,600 万ポンド超または総資産が 1,800 万ポンド超のいずれかが含まれます。

内容：

2006 年会社法は対象企業に対し、事業の概要やその戦略、直面しているリスクや不確実性を含む年次報告の一端として、戦略的報告書と取締役報告書を含めるよう求めています。また 2006 年会社法（戦略的報告書および取締役報告書）2013 年規則では、大企業および中規模企業向けに環境、従業員、社会的事項をその戦略的報告書に含める要件を導入しました。

全ての要件 →

英国のサステナビリティ情報開示基準

適用対象：

現在策定中 - 英国のサステナビリティ情報開示基準 (Sustainability Disclosure Standards : SDS) は、企業に対して気候変動から生じるリスクや機会も含め、サステナビリティ関連事項に係るリスクや機会について報告するよう求める英国法規において、今後の要件の基礎をなすこととなります。

内容：

これはサステナビリティに関連するリスクや機会についての企業の開示要件を打ち出すものとなり、国際サステナビリティ基準審議会 (International Sustainability Standards Board : ISSB) 基準に基づいています。

気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) 任務

適用対象：

従業員が 500 人より多く、年間売上高が 5 億ポンド超の企業が対象です。

内容：

対象企業は次の説明を含め、気候変動に関連する潜在的リスクと機会を開示するよう求められます。

- 気候関連のリスクと機会を評価し軽減させるためのガバナンスの配備
- そうしたリスクや機会を特定し、評価し、管理する仕組み
- 上記のためのプロセスがリスク管理プロセス全体にどのように組み込まれているか
- 業務における気候関連の主なリスクと機会
- それらを評価する期間
- ビジネスモデルや戦略の主なリスクや機会による影響 (実際にあるものと潜在的なもの)
- 様々な気候関連のシナリオを考慮したビジネスモデルや戦略のレジリエンス分析
- 気候に関連する企業の目標とそれに照らしたパフォーマンス
- 目標に対する進捗を評価するための企業の KPI (重要業績評価指標)

全ての要件 1 →

全ての要件 2 →

エネルギーと炭素に関する効率化された情報開示

適用対象：

すべての上場企業、英国で法人化した大手非上場企業および大手の有限責任事業組合 (LLPs) が対象です。企業が大手と見なされるのは、報告年において次の 3 つの基準 (売上高が 3,600 万ポンド以上、総資産が 1,800 万ポンド以上、または従業員が 250 人以上) のうち少なくとも 2 つを満たす場合です。

内容：

報告要件は上場企業、大手非上場企業および LLPs で異なります。上場企業は、取締役報告書にグローバルでのスコープ 1 および 2 の温室効果ガス排出量、選択した排出原単位を報告するほか、世界中でのエネルギー使用量、英国とその他の国とのエネルギー使用量の違いを過去年との比較も併せて報告することが求められます。スコープ 3 の報告は任意ですが、排出源が重要な場合は強く推奨されます。大手非上場企業および大手 LLPs は英国での電力、ガス、輸送燃料からのエネルギー使用量と、それに伴う温室効果ガス排出量を少なくとも一つの排出原単位を含めて報告することが求められます。上場企業、非上場企業および LLPs はエネルギー使用量、温室効果ガス排出量および少なくとも 1 つの排出原単位を報告する必要があります。該当する報告書には、その年において企業のエネルギー効率を改善するためにとられる手段の内容を、報告される当隊措置によるエネルギー削減量も併せて含めなければなりません。

エネルギー使用量、温室効果ガス排出量データ、エネルギー効率化措置の正確性、完全性、一貫性に関する独立した保証を自主的に行うことが奨励されます。

全ての要件 →



非財務情報開示指令

適用対象：

EU 企業サステナビリティ報告指令 (CSRD) の適用までは、従業員が 500 人を超える大手公益法人が対象で、上場企業、銀行、保険会社、その他国内当局により公益法人と指定される企業を含みます。

内容：

大企業は以下に関連する情報を公開しなければなりません。

- 環境に関する事柄
- 社会的事項および社員の待遇
- 人権の尊重
- 腐敗および贈収賄の防止
- 会社の取締役会における多様性 (年齢、性別、教育的および専門的背景の点において)

全ての要件 →

サステナブルファイナンス開示規則 (SFDR)

適用対象：

EU における投資運用会社および投資アドバイザーが対象で、アセットマネジャーや銀行、保険業者が含まれます。またオルタナティブ投資ファンドマネージャー指令 (Alternative Investment Fund Managers (AIFM) Directive) により EU 市場をターゲットにする EU 以外の会社も含みます。

内容：

SFDR の対象となる企業は、サステナビリティ関連のリスクにどう対処するのか、主たる悪影響、および持続可能な投資のマーケティングについて開示するよう求められます。要件は企業のタイプによって異なり、大手の市場参加者、小規模 (従業員数が 500 人未満) の市場参加者および金融アドバイザーが金融商品のタイプに基づいて設定されています。

- ESG リスクの考慮事項を投資判断プロセスに組み込んでいるか、もしくはサステナビリティ関連のリスクが該当しない理由を説明している商品
- 社会的または環境の持続可能性 を促進させ、サステナブル投資商品に投資を行う場合があるが、としてのサステナブル投資そのものが中核となる目的ではない商品
- 中核的にサステナブル投資を目的とする商品

全ての要件 →

企業サステナビリティ報告指令 (CSRD)

適用対象：

- EU で統制された市場に上場されている企業 (上場されている零細企業は対象外)、および次の 3 つの基準 (従業員数が 250 人超、売上高が 4,000 万ユーロ超、および総資産額が 2,000 万ユーロ超) のうち 2 つに該当する大企業
- 上場されている中小企業
- 純売上高が 1 億 5,000 万ユーロあり、少なくとも 1 つの子会社または支店が EU 内にある非 EU 企業

内容：

CSRD の対象となる企業は 欧州サステナビリティ報告基準 (European Sustainability Reporting Standards : ESRS) に従って報告する必要があります。各社はその企業経営報告書の専用セクションにおいて次のことを報告に含むことが求められます。

- 環境関連事項 - 科学的根拠に基づく目標、EU タクソノミーおよび気候リスク関連の報告
- 社会的事項および従業員の処遇
- 人権の尊重
- 腐敗および贈収賄の防止
- 会社の取締役会における多様性 (年齢、性別教育的および専門的背景の点において)
- 次のような情報を提供する：
 - 定性的および定量的
 - 将来予測 および遡及的
 - 短期、中期、長期的

報告した情報に対する独立した保証は限定的保証レベルまで求められ、後日合理的保証が要求される可能性があります。

全ての要件 →

スイス債務法典（Code of Obligations : CO）下での ESG 報告

適用対象：

証券取引所に上場されている企業、スイス金融市場監査局（Swiss Financial Market Supervisory Authority : FINMA）からの認可、認証、許可もしくは登録を要する企業（銀行や保険業者など）、および債券を発行しており、年平均 500 人のフルタイム従業員を雇用し、次の 2 つの閾値：2 年連続で総資産が 2000 万スイスフランか売上高 4000 万スイスフランの少なくともいずれかの条件を満たしている企業が対象です。

これらの要件を満たす企業について、別の対象となる企業の統制下にある場合、あるいは EU の CSRD など外国の法律に基づいて同等の報告書を作成することが求められている場合には免除されます。

内容：

対象企業は自社の報告書内に気候関連の開示情報、自社の事業に対する重大な ESG 関連リスク、自社の主要な事業活動が ESG 関連事項にどう関係するか、および自社の ESG の進捗やパフォーマンスを測定するのに使用する KPI といった非財務情報についても開示情報を追加公開しなければなりません。

[全ての要件 →](#)

ノルウェー会計法

適用対象：

全ての上場企業、年次決算の提出が義務づけられ上場されている各種証券発行会社、およびそれ以外でノルウェーの規制に従い年次決算の提出が義務付けられている法人が対象です。

内容：

企業は人権や従業員の権利、社会情勢、ジェンダーや無差別、外部環境および腐敗撲滅などの主要な ESG 要素について報告しなければなりません。

[全ての要件 →](#)

フィンランド会計法

適用対象：

保険会社、信用機関（フィンランドでの活動認可を得ている国内外機関）、上場企業、および会計年度において平均 500 人以上の従業員を擁する企業が対象です。

内容：

企業は自社のビジネスモデルに関する短い説明、会社の環境的および社会的影響に関する情報、人権が尊重されていることを保証する方法、および腐敗や贈収賄の軽減のためにとられている手段などを含んだサステナビリティ情報の年次報告書を提出しなければなりません。

さらに、これにはその企業が上記のサステナビリティ問題に関連するリスクを管理し、軽減するために従っている方針や、内部デューデリジェンスの各プロセスに対する説明も含めなければなりません。

[全ての要件 →](#)

米国証券取引委員会（SEC）の気候情報開示義務化案

適用対象：

上場して SEC に報告を行っている全企業が対象で、「大規模早期提出会社」 - 時価総額 7 億ドルを超える上場企業に始まり、年度末において測定した総資産が 1,000 万ドル超で 500 人以上の株式保有者を有する企業、およびその他 SEC 登録企業にまで及ぶ可能性があります。

内容：

TCFD の影響を受け、提出企業は次の内容を開示するよう求められます：

- ESG の重要テーマ、トピック、リスク、重視分野
- 取締役会やマネジメントがどのように監督を行い、気候関連の目標やゴールを設定するか
- サステナビリティおよび ESG のパフォーマンス目標、ゴールおよび進捗
- 会社に影響するサステナビリティおよび環境関連のリスク（気候変動を含む）
- サステナビリティおよび ESG 関連のリスクが業績や財務パフォーマンス、利害関係者の価値にどう影響を及ぼす可能性があるか、もしくは影響を及ぼしているか
- スコープ 1、2、3 の温室効果ガス情報開示
- 当該登録企業が、気候関連のリスクにより自社事業や連結財務諸表に及ぶ影響を評価するため、あるいは予測可能な気候関連リスクに照らしてビジネスモデルのレジリエンスを裏付けるために用いる、シナリオ分析などの分析ツール
- 企業の正味排出量の削減戦略全体の一環としての、カーボンオフセットやカーボンプレジット、または再生可能エネルギーによるクレジットの利用に関する該当情報

上場して SEC に報告を行っている全企業が対象で、「大規模早期提出会社」 - 時価総額 7 億ドルを超える上場企業に始まり、年度末において測定した総資産が 1,000 万ドル超で 500 人以上の株式保有者を有する企業、およびその他 SEC 登録企業にまで及ぶ可能性があります。

全ての要件 →

カリフォルニア州法 SB253 - 企業データ説明責任法

適用対象：

カリフォルニア州で事業を営んでおり年間総売上高が 10 億米ドル超の企業が対象です。

内容：

対象企業は GHG プロトコル に従い、温室効果ガス排出量を毎年報告するよう求められます。これは 2026 年までのスコープ 1 およびスコープ 2 の排出量の開示の必須化を含みます。2027 年までには企業はその前年度からのスコープ 3 排出量の報告も求められます。

第三者による保証が必須となります。2026 年までにはスコープ 1 および 2 の排出量の限定的保証、また 2030 年までには合理的保証が義務づけられます。スコープ 3 の排出量は第三者による限定的保証が必要で、2030 年から開始します。

全ての要件 →

カリフォルニア州法 SB261 - 温室効果ガス：気候関連財務リスク法

適用対象：

カリフォルニア州で事業を営んでおり、前事業年度の総売上高が 5 億米ドル超の企業が対象です。

内容：

対象企業は気候関連の財務リスクと、それらを低減し適応するために行っている措置を開示することが求められます。この開示情報は TCFD と一致させ、企業のウェブサイトで入手できるようにしなければなりません。

全ての要件 →

カナダ証券管理局（CSA）の ESG および気候関連開示案

適用対象：

カナダの大手銀行、保険会社、連邦が規制する金融機関が対象で、カナダの上場企業に対しては一定の ESG 条項も伴います。

内容：

金融機関は TCFD に基づき次を含めた気候関連の情報開示を要件とするよう求められます：

- ガバナンス：気候関連のリスクと機会についての評価と管理に対する取締役会の監督
- 戦略：気候関連の短期、中期および長期のリスクと機会、自社の事業、戦略、財務計画に及ぼす影響
- リスクマネジメント：気候関連のリスクをどのように特定して評価し、管理するか、および各プロセスをどのように自社のリスクマネジメント全体に組み込むか
- 指標と目標：スコープ 1、2、3 の排出量を含め、気候関連のリスクと機会を評価し管理するために用いる ESG の指標と目標
- さらにカナダの企業は自社の取締役会およびマネジメントの多様性について少なくとも年 1 回報告しなければなりません

全ての要件 →



中国証券監督管理委員会（CSRC）ESG ガイドライン

適用対象：

全ての上場企業

内容：

上場企業は、投資家向け IR 管理の義務として、自社の ESG に関する情報、および自社が現在直面している、あるいは将来的に直面する可能性のあるリスクや課題を報告する義務があります。

全ての要件 →

中国各証券取引所の義務的報告ガイドライン

適用対象：

上海証券取引所（SSE）、深圳証券取引所（SZSE）、北京証券取引所（BSE）に上場されている大手企業のほか、国内外の両方に上場されている企業が対象です。BSE については、各要件は任意であることにご注意ください。

内容：

このガイドラインは、ガバナンスや戦略、影響、リスクや機会の管理、指標および目標についての報告を求めています。サステナビリティの問題が企業に及ぼすリスクと影響のほか、企業が環境や社会に及ぼす影響も含めます。対象とすべき ESG のカテゴリーには特に気候変動（スコープ 1, 2, 3 の排出量）、生態系と生物多様性の保護、循環経済、エネルギー使用量、サプライチェーンの安全性、地方活性化のほか、腐敗防止および贈収賄防止などがあります。2025 年の報告期間については 2026 年に要件が義務化されます。

中国企業改革発展研究会（CERDS）—企業 ESG 情報開示ガイダンス

適用対象：

上海証券取引所（SSE）、深圳証券取引所（SZSE）、北京証券取引所（BSE）に上場されている大手企業のほか、国内外の両方に上場されている企業が対象です。BSE については、各要件は任意であることにご注意ください。

内容：

このガイドラインは、ガバナンスや戦略、影響、リスクや機会の管理、指標およびゴールについての報告を求めています。サステナビリティの問題が企業に及ぼすリスクと影響の両方のほか、企業が環境や社会に及ぼす影響も含めます。対象とすべき ESG のカテゴリーには特に気候変動（スコープ 1, 2, 3 の排出量）、生態系と生物多様性の保護、循環経済、エネルギー使用量、サプライチェーンの安全性、地方活性化のほか、腐敗防止および贈収賄防止などがあります。2025 年の報告期間については 2026 年に要件が義務化されます。

全ての要件 →

香港証券取引所（HKEX）義務的 ESG 報告ガイドライン

適用対象：
全ての上場企業

内容：
報告を行う企業はマテリアリティ（重要性）、定量的情報の提供、バランス、一貫性について定義した原則に従うことが求められます。この報告には次のことを含む必須の取締役会報告書を含めなければなりません：

- ESG 関連の課題に対する取締役会の監督に関する情報開示
- 取締役会による ESG マネジメントのアプローチや戦略
- ESG のゴールや目標に対する取締役会の進捗レビュー

報告を行う企業は重要な ESG 関連要素を選出するプロセス、使用する基準や方法論、および方法または KPI の変更、さらに ESG 報告書の報告範囲の説明についても報告しなければなりません。また独立した保証が奨励されます。

全ての要件 →

台湾証券取引所（TWSE）義務的 ESG 情報開示

適用対象：
TWSE およびタイペイエクスチェンジ (Taipei Exchange: TPEx) に上場されている全ての企業が対象です。

内容：
上場企業は GRI の要件に従って毎年サステナビリティ報告書を作成し公開しなければなりません。さらに、特定部門の企業は部門別に指定された指標で報告書を補う必要があります。報告されたスコープ 1 および 2 の排出量について、段階的实施スケジュールに従い保証を行う必要があります。

全ての要件 →

台湾金融監督管理委員会（FSC）サステナビリティ情報開示基準

適用対象：
第 1 段階 – 最大手上場企業（資本金が 100 億台湾元超）は、2026 年度の報告書について 2027 年に報告することが求められます。

第 2 段階 – 資本金が 50 億台湾元超で 100 億台湾元未満の上場企業は、2027 年度の報告書について 2028 年に報告することが求められます。

第 3 段階 – その他の上場企業は 2028 年度の報告書について 2029 年に報告することが求められます。

内容：
報告書は ISSB の基準に従わなければなりません。

全ての要件 →

インド証券取引委員会（SEBI）の企業責任およびサステナビリティ報告（Business Responsibility and Sustainability Report; BRSR）

適用対象：
時価総額で上位 1,000 位までの上場企業が対象です。

内容：
各企業は、企業倫理や透明性、人権、環境安全性、公正な労働慣行といった重要なサステナビリティ関連事項に取り組む「責任ある企業行動に関する国家ガイドライン（RBC ガイドライン）」に規定された 9 つの原則に基づいて、毎年報告しなければなりません。

[全ての要件 →](#)

日本金融庁（Japan Financial Services Agency: JFSA）金融商品取引法

適用対象：
全ての上場企業

内容：
上場企業は証券登録届出書や有価証券報告書を提出し、ガバナンス、リスク管理、戦略、および環境、社会、従業員、人権、腐敗防止、贈収賄防止、ガバナンス、サイバーセキュリティ、データセキュリティに関する目標を含めるよう求められます。

[全ての要件 →](#)

シンガポール証券取引所（SGX）サステナビリティ報告

適用対象：
SGX に上場する全ての企業が対象です。

内容：
SGX に上場する企業は次のことについて、毎年サステナビリティ報告書を作成し公開しなければなりません：

- 重要な ESG 関連要素
- TCFD の勧告と一致した気候関連の情報開示
- 方針、実践方法およびパフォーマンス
- 目標
- サステナビリティの報告枠組み
- サステナビリティ実践のための取締役会報告書および関連するガバナンス構造
- 独立した保証が奨励されます

[全ての要件 →](#)

フィリピン証券取引委員会（SEC）通達 4 号

適用対象：
全ての上場企業

内容：
上場企業は、GRI および TCFD に従って自社組織の経済、環境、社会の各側面にわたる非財務パフォーマンスに関し、サステナビリティ報告書を提出するよう求められます。

全ての要件 →

ブラジル中央銀行（BCB）決議 4945/2021 社会、環境 および気候に対する責任方針（PRSAC）

適用対象：
株式市場に上場している金融機関および企業が対象です。

内容：
企業は社会、環境および気候に対する責任方針（PRSAC）を確立し、その有効性を目指した措置を実施しなければなりません。PRSAC はその企業が観察すべき社会、環境、気候の各側面に関連する原則や指針を定義しなければなりません。企業はこの決議の各条項遵守に責任を有する取締役と委員会を任命しなければなりません。

開示しなければならないのは次のとおりです：

- PRSAC
- PRSAC の有効性を目的として実施される措置
- その機関が実施し、社会、環境、気候の各側面にプラスの寄与をする商品およびサービスのリスト
- その課題に関し、企業が従う協定 / 取り決め / 取り組みのリスト
- 利害関係者の参加を促すために用いられている仕組み

全ての要件 →

ブラジル証券取引委員会（CVM）決議 193

適用対象：
全ての上場企業

内容：
公開会社および投資ファンドは 2026 年より ISSB の報告基準に照らして報告を行うことが求められます。

全ての要件 →

金融市場委員会（CMF）一般基準 No.461

適用対象：
チリの銀行、保険会社、総合的ファンド・マネージャー、証券取引所、公開株式会社が対象です。

内容：
対象となる企業は、その ESG の方針、目的および実践方法を CMF への年次報告書に含めなければなりません。

全ての要件 →

今後の展開： 新たな「リスク時代」を理解する

アシュアランス 4.0 - リスクマネジメントの新時代 - がやってきます。企業は急速に変わる世界に直面しており、企業や社会全体が直面する環境、社会、ガバナンス上の課題に対する認識も高まっています。

ESG 関連のビジネス戦略を向上させるインセンティブには、評判の管理、法規の遵守、投資の誘致、消費者の期待への対応などがあります。究極的に企業は ESG の原則とデータに向き合うことで、利害関係者の信頼や利害関係者との透明性を維持し、最終的には将来へ向けて持続可能なビジネスを生み出す必要があります。

Verdantix¹ が行った最近の調査では、義務化される ESG およびサステナビリティ情報の開示報告のためのプロセス改善の必要性が、調査対象者の伝えた ESG の最優先事項であり、さらにその大多数は、気候方針の変更だけでも今後 3 年で 100 万米ドル から 1 億米ドルの損失に相当する可能性があると報告していました。

コンプライアンスを実現し、ESG の報告やデューデリジェンス全体を向上させるために、企業は以下の 2 つの領域を優先しなければなりません：

1. Verdantix: [最も難しい EU の CSRD の気候報告要件](#) →



現在の戦略を調査し、潜在的な ESG のリスクと機会に対する理解を一層深めましょう。



ビジネスマネジメント全体の中核的实践として、ESG のリスクマネジメントの優先化を始めましょう。

自社のサプライヤーやビジネスパートナーについて現在どのようにモニタリングしていますか？

マネジメントシステムを利用し、利害関係者のニーズを理解して、サプライチェーンのリスクと機会を特定することにより、規模や部門、市場を問わず企業は自社が環境に与える影響を理解することができます。行動計画を立てるというマネジメントシステムの機能により必要な措置の提供が可能になると同時に、パフォーマンスの評価と改善の要素（モニタリング、監査、およびマネジメントレビュー）により確実に状況を追跡し、比較し、継続的改善を行うことができます。サステナビリティを企業の中核事業全体に組み込み、あらゆる役割や機能の一部とすることで、サステナビリティを管理しやすくし、よって結果の開示が正確になり、独立した保証の要件が容易なものになります。

前

次



利害関係者への安心感

LRQA の専門家は信頼と信用を促すよう、組織データや情報、報告書を独立した立場で検証します。

LRQA は、お客様の組織が追跡、ターゲット設定、測定、または公開しているあらゆる情報を検証いたします。また、お客様の既存の検証プログラムを支えるとともに、お客様の独自の要件を満たす新たなプログラムの構築にも協力いたします。これには、企業独自の基準や標準、または検証のベストプラクティスをサプライチェーン全体に浸透させる方法などが含まれます。

LRQA の独立した検証や報告書の保証を通して透明性を高め、ESG の企業目標を達成し、利害関係者の信頼を構築しましょう。

[LRQA の各種検証サービス →](#)



YOUR FUTURE. OUR FOCUS.

LRQA について

LRQA は、審査、アドバイザリー、検査、サイバーセキュリティサービスにおける数十年にわたる比類のない専門知識を結集した、世界有数の保証パートナーです。データ主導の洞察力を基盤として、お客様の最大のビジネス課題の解決を支援しています。

150 カ国以上で 5,000 人以上のスタッフが活動する LRQA は、受賞歴のあるコンプライアンス、サプライチェーン、サイバーセキュリティ、ESG の専門家が、ほぼすべての業種にわたる 60,000 人以上のクライアントが事業を展開するあらゆる場所で、リスクの予測、軽減、管理を支援しています。

LRQA は、あらゆる業務において、従業員、お客様、地域社会、そして地球環境のより良い未来の実現に尽力しています。

お問い合わせ

詳細については、<https://www.lrqa.com/ja-jp/> をご覧ください。



LRQA リミテッド
〒220-6010
横浜市西区みなとみらい 2-3-1
クイーンズタワー A10 階

本書に示すすべての情報が正確かつ最新であるように、LRQA リミテッドでは細心の注意を払っています。ただし、情報の不正確さや変更について当社は一切の責任を負いません。
LRQA は、LRQA Group Limited およびその子会社の商号です。詳細については www.lrqa.com/entities をご参照ください。© LRQA Group Limited 2024